

令和3年度 事業計画

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

公益財団法人 全日本弓道連盟

事業計画の構成

【令和3年度事業方針】

【事業内容】

I. 弓道事業の運営

1. 弓道事業の運営（講習会・大会・審査会）
2. 普及振興事業
3. 『弓道教本』第1巻の修正

II. 公益法人の運営

1. スポーツ団体ガバナンスコード、コンプライアンスの地連への構築
2. 中期計画の策定
3. 公益法人としての社会的還元・貢献、及び責任
4. 収支計画の考え方（財務の取り組み骨子）
5. 組織体制の強化

【令和3年度事業方針】

本連盟は昨年12月に実施された内閣府・公益認定等委員会の立入検査において、予て指摘されていた組織役員体制、収支相償、審査の透明性、矢羽問題、地連との業務関係等、何れの事項とも改善の取り組みに対し高い評価を得ることができた。

令和3年度は、前向きな課題への取り組みを進める基盤が整ったとして、引き続き、適正な組織、及び事業運営にしっかりと取り組む。

また、令和2年度は、全面的に中止となった弓道事業の再開に向け、諸対策を講じ、令和3年4月から、全面実施する。

1. 弓道事業（講習会・大会・審査会）の実施

いずれの事業も新たに新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じた方式にて実施する。

講習会については、指導方針に公益性、及び矢羽の倫理性に関する内容を新たに加えた講習体制により実施する。

大会については、コロナ禍に対応した形式にて実施する。

審査会については、公平性、及び公正性を織り込んだ新たな審査方式の導入を図り、新たな審査会事業として実施する。

2. 矢羽問題

矢羽問題の最終決着を図ると共に、関係団体ならびに会員の皆様の協力をもって、認証制度の整備等の検討を行う。

3. 財政

令和2年度は、コロナ禍での弓道事業の中止という事態により、審査会事業収入減となり大幅な赤字が見込まれ、本連盟が審査収入以外に大きな収入源を持たない体質の弱さが明らかになった。

令和3年度は、収益増を図るために、中期的展望を持ち、審査料の改定、分担金の見直し、事業における受益者負担の在り方、及び寄付金の募集等を検討・実施する。

一方で、費用の効率的な運用、及び適正化に取り組み、収支の改善方策の実現、及び財政基盤の健全化を図る。

4. 地連との対話

コロナ禍が続く中、地連との意思疎通がますます重要となっている。本連盟との意思疎通が滞ることがないように、地連関係者の皆様にも積極的に意思疎通を図っていただくよう協力をお願いする。

また、オンライン会議の開催等も検討する。

5. 中期計画

公益法人、及び中央競技団体（NF）からの要請、及び改革大綱での課題を踏まえ、中期の事業計画、及び財務計画の策定を行う。

【事業内容】

I. 弓道事業の運営

1. 弓道事業の運営（講習会・大会・審査会）

＜令和2年度の総括＞

- (1) 令和2年度の事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業規模を縮小して実施した他団体と共催の一部の事業を除き、全事業を中止した。
- (2) 大会については、他団体との共催事業を縮小して実施した一部の事業を除き、中止とした。
一方で、コロナ禍における大会の新たな方式として、地連対抗の「全国オンライン弓道交流大会」を開催した。※参加31地連
- (3) 審査会については、上期は中央、及び加盟団体（地連）に委託して実施する審査事業（地方審査会・連合審査会）を全て中止としたが、下期は新型コロナ感染防止対策を施した事業展開を計画し、ビデオ審査会（高校生以下の式段まで）と五段までの地方審査会では都道府県を跨がない事業対策をもって実施した。
また、新型コロナ感染症の拡大防止対策ガイドラインの発出、及び注意喚起を行った。

＜令和3年度事業内容＞

- (1) 原則として従来全ての弓道事業（講習会・大会・審査会）を実施する。
また、新型コロナウイルス感染対策事業として、全ての事業実施にあたり、会員や関係者の安全を優先する。
- (2) 講習会については、指導方針に公益性、及び矢羽の倫理性に関する内容を新たに加えた講習体制により実施する。
また、コロナ禍での対策として、従来形態の実施はせず、開催は連合会単位で人数制限や時間制限（移動時間も考慮）し、各連合会の実態に合わせて、18地区（連合会内において2～4地連単位）で実施する。
- (3) 大会については、他団体との共催事業である全国高等学校弓道選抜大会、全国大学弓道選抜大会は共催の立場で支援を行い、実施、及び中止の判断は、当該団体との協議により対応する。
全国中学生弓道大会は、会期が東京オリンピック・パラリンピックの競技期間と重なるため、令和3年度は愛知県名古屋市において実施する。
全日本少年少女弓道錬成大会（日本武道館と共催）、及び都道府県対抗弓道大会については、会場となる日本武道館の使用ができないことから開催しない。
また、コロナ禍での対策として、以下のとおり、参加者縮小、及び開催期間短縮等を行う。

＜本連盟が主催して開催する事業＞

- ①全日本弓道大会（通信大会／各都道府県にて分散開催）
- ②全日本男子弓道選手権大会・全日本女子弓道選手権大会（参加者縮小、開催期間短縮）
- ③全日本弓道遠的選手権大会（参加者縮小、開催期間短縮）
- ④全国中学生弓道大会（参加者縮小）
- ⑤明治神宮奉納全国弓道大会（参加者制限）

＜他団体が主体となって実施する共催事業＞

- ⑥全国高等学校弓道選抜大会（分散、参加者縮小、オンライン検討）
- ⑦全国大学弓道選抜大会（予選オンライン）
- ⑧国民体育大会・弓道競技（事業運営検討）
- ⑨全日本教職員弓道選手権大会
- ⑩全日本勤労者弓道選手権大会（参加チーム数縮小）
- ⑪全国高等学校弓道大会（全国高等学校総合体育大会弓道競技大会）

- (4) 審査会については、公平性、及び公正性の観点から、中央審査委員と中央講師の分業（兼務禁止）を行う。中央審査会における学科試験のレポート化、及び中央審査委員の評価導入等について、令和3年度の実行方策に基づき、実施する。

海外における活動状況を調査し、ビデオ審査の開催について検討する。

また、コロナ禍での対策として、過去の受審者数の実績を基に、連合会を更に分割し、1審査会場（1射場）当たり130名前後となるよう審査種別（八段・七段・六段・教士・錬士）を分け、実施するよう計画し、審査事業コロナ禍感染防止対策ガイドラインに基づき、受審者・審査委員・運営役員等が、日帰り対応出来るように開催する。特別臨時中央審査会（53回）

- (5) 令和3年度は、弓道事業の財源確保に関し、収入増、ならびに経費節減のための検討を行い、実行する（4頁、4. 収支計画の考え方（財務の取り組み骨子））。

2. 普及振興事業

令和3年度は、コロナ禍での活動状況や事業の実施状況を注視しながら、弓道の普及振興に関する助成事業を実施する。

- (1) 全国的な競技会への支援

加盟団体、地域連合会、及び各種団体が実施する競技会への大会賞品、及び賞状等の交付・支援を行う。

- (2) 加盟団体・地域連合会への助成

- ①ジュニア普及振興事業への助成
- ②全国9地区連合会への助成（地域別助成金）
- ③各地区女子弓道大会（東・中・西）への助成

- (3) 次世代を対象とした助成・支援

- ①全日本学生弓道連盟への助成
- ②公益財団法人全国高等学校体育連盟弓道専門部への助成
- ③中学校武道必修化に係わる弓具支援

- (4) 国際弓道連盟への助成金の交付は、本年度は国際的な弓道活動が行われる見通しが無いため、行わない。

3. 『弓道教本』第1巻の修正

『弓道教本』第1巻の①誤字・脱字、仮名遣い等を見直す。②写真劣化の対応として、デジタル化補正印刷の検討を行い、末巻に下記事項を付録記載し、本年度内の発刊を目指す。

- (1) 公益性、倫理性の意義
- (2) 本連盟としての矢羽に関する基本の考え方

II. 公益法人の運営

1. スポーツ団体ガバナンスコード、コンプライアンスの地連への構築

- (1) スポーツ団体ガバナンスコードの実現（別紙：資料No.1-2による）
- (2) コンプライアンスの徹底
※内部通報窓口制度の設置（本連盟の自浄作用の機能向上を図る）
- (3) 公益法人としての多様性の実現＝公益法人として、中期計画の策定において検討する。
 - ①多方面の弓道関係者（本連盟および加盟団体以外）との連携のあり方
 - ②弓道関係者以外の多岐にわたるステークホルダーとの連携のあり方
 - ③多様性への対応
- (4) 諸会議の運営、及び加盟団体との情報共有の強化・充実
 - ①諸会議の運営
本年度もコロナ禍対応として引き続きオンライン方式での会議の開催に努める。
 - ②情報共有の強化・充実
本年度も情報の伝達手段の「会報」を発行し、本連盟と加盟団体との情報共有を図る。

2. 中期計画の策定

公益法人、及び中央競技団体（NF）からの要請、及び改革大綱で謳われている中期計画策定の必要性を踏まえ、中期の事業計画、及び財務計画の策定を行う。

策定に当たっては、設定期間は5年程度とし、地連と連携を図り、進めていく。進め方は別紙：資料No.1-3による。

また、弓道事業の発展を軸とし、主要テーマは以下のとおりとする。

- ①弓道指導者の育成・補強（指導者資質向上研修の在り方）
- ②弓道人口の拡充
（初心者拡充のため地連への弓道教室開催の協力要請、ジュニア対策、施設の拡充含む）
- ③財政基盤の強化
- ④スポーツ団体ガバナンスコードの要件適合
- ⑤国際普及（講習会・審査会の方策検討）

3. 公益法人としての社会的還元・貢献、及び責任

中期計画の策定において検討する。

- (1) 弓道を通じた社会還元・貢献に関する活動
 - ①弓道修練を通じた人材の育成・輩出
 - ②社会還元
 - ③社会貢献
- (2) 弓道活動における安全管理の強化
- (3) 矢羽問題に関する啓発・再発の防止に関する具体策の検討
- (4) 外部広報
 - ①広報誌（月刊）の刊行
 - ②HPの運用（情報の発信）
 - ③指導書等の作成・頒布
 - ④競技会のライブ配信、メディアへの対応の検討

4. 収支計画の考え方（財務の取り組み骨子）

本連盟の財政は、令和2年度、コロナ禍の中、事業の中止等でほとんどの事業収入がなく、およそ2億円の資産減少が想定される。本年度の弓道事業は、新型コロナウイルス感染対策事業として開催し、一定の収入を見込んでいるが、感染拡大の状況によっては、財政面での不安は否めない。

令和3年度は、赤字回復を念頭に、収入の増加、及び費用の圧縮を検討する。収益増を図るため、審査料の改定、分担金の見直し、事業の受益者負担の在り方、及び寄付金の募集等を検討していく。

一方で、費用の効率的な運用、及び財務適正化に取り組み、各事業費用、旅費交通費の削減、及び管理費の見直し・適正化等、効率的な運用を検討する。

5. 組織体制の強化

(1) 理事会

令和3年度は理事の改選を迎えるが、公益法人としての課題や活動、本連盟が実施する各種の事業推進にあたり、高い専門性を有する人材を登用し強固な組織づくりを目指す。

(2) 事務局体制

令和2年度に引き続き、地連・連合会・委員会との情報の共有化等、迅速性・正確性の向上を目指す。コロナ禍の中テレワーク、及び在宅勤務の基盤整備・効率化を目指す。

令和3年度 公益財団法人全日本弓道連盟 行事計画

凡例：●競技会、▲審査会、◆講習会・研修会

令和3年3月15日現在

開催期日		名称	開催地	備考
4月	11日	▲【南関東第2地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
4月	17日・18日	▲【九州第1地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	17日：教士、18日：錬士
4月	25日	▲【北関東第1地区】特別臨時中央審査会	埼玉県さいたま市・上尾市	六段、教士
4月	29日	▲【南関東第4地区】特別臨時中央審査会	中央道場	七段
4月	4月24日～5月9日	●全日本弓道大会	都道府県弓道連盟	通信大会
5月	3日	▲【近畿第1地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	大津：六段、京都：七段・八段
5月	9日	◆【東北地区】中央講習会	山形県山形市	
5月	9日	◆【北信越地区】中央講習会	新潟県上越市	
5月	15日	◆【北海道地区】中央講習会	北海道旭川市	午後のみ
5月	15日・16日	▲【東北地区】特別臨時中央審査会	宮城県仙台市	15日：七段・錬士、16日：六段・教士
5月	16日	◆【北海道地区】中央講習会	北海道北見市	午後のみ
5月	16日	◆【北信越地区】中央講習会	福井県福井市	
5月	23日	▲【南関東第1地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	中央：六段、横浜：八段
5月	23日	▲【九州第2地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	六段・七段
5月	23日	◆【東北地区】中央講習会	青森県弘前市	
5月	23日	◆【東海地区】中央講習会	愛知県名古屋市	
5月	29日	◆【北海道地区】中央講習会	北海道苫小牧市	
5月	29日・30日	▲【北関東第2地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	29日七段・錬士、30日錬士
5月	29日・30日	▲【学生】特別臨時中央審査会	中央道場	初段～五段
5月	30日	◆【四国地区】中央講習会	高知県高知市	
6月	4日～6日	●全日本勤労者弓道選手権大会	栃木県宇都宮市	
6月	5日・6日	▲【近畿第2地区】特別臨時中央審査会	京都府京都市・大阪府大阪市	5日：教士（大阪）、6日：錬士（京都・大阪）
6月	12日・13日	▲【北信越地区】特別臨時中央審査会	長野県長野市	12日：六段・七段・教士、13日：錬士
6月	13日	◆【中国地区】中央講習会	岡山県倉敷市	
6月	13日	◆【中国地区】中央講習会	島根県松江市	
6月	19日・20日	▲【北海道地区】特別臨時中央審査会	北海道帯広市	19日：六段・錬士、20日：七段・教士
6月	20日	◆【近畿地区】中央講習会	大阪府吹田市	
6月	20日	◆【近畿地区】中央講習会	兵庫県明石市	
6月	20日	◆【九州地区】中央講習会	福岡県福岡市	
6月	20日	◆【九州地区】中央講習会	佐賀県佐賀市	
6月	20日	◆【九州地区】中央講習会	宮崎県都城市	
6月	26日・27日	▲【中国地区】特別臨時中央審査会	広島県広島市	26日：七段・錬士、27日：六段・教士
6月	26日・27日	●全国大学弓道選抜大会	中央道場	
7月	4日	▲【北関東第2地区】特別臨時中央審査会	埼玉県さいたま市・上尾市	錬士・七段
7月	11日	▲【東北地区】特別臨時中央審査会	岩手県盛岡市・花巻市	六段・七段、錬士・教士
7月	18日	▲【南関東第1地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	中央：六段、横浜：八段
7・8月	29日～8月1日	●全国高等学校弓道大会	新潟県上越市	
8月	1日	▲【四国地区】特別臨時中央審査会	徳島県徳島市	六段・七段、錬士・教士
8月	7日・8日	▲【近畿第2地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	7日：教士（大津）、8日：錬士（大津・京都）
8月	8日	▲【南関東第2地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
8月	10日・11日	●全日本教職員弓道選手権大会	鳥取県米子市	
8月	11日・12日	●全国中学生弓道大会	愛知県名古屋市	
8月	15日	▲【南関東第3地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
8月	28日・29日	▲【北海道地区】特別臨時中央審査会	北海道札幌市	28日：六段・錬士、29日：七段・教士
8月	29日	▲【東海第2地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	錬士・七段

9月	4日・5日	▲	【北信越地区】特別臨時中央審査会	石川県金沢市	4日：六段・七段・教士、5日：錬士
9月	19日	●	全日本近的（男子・女子）弓道選手権大会	中央道場	
9月	25日	▲	【東北地区】特別臨時中央審査会	宮城県仙台市	六段・七段、錬士・教士
9月	25日・26日	▲	【北関東第1地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	25日：六段、26日：教士
9月	26日	▲	【東海第1地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	六段、教士
9月	26日～29日	●	国民体育大会弓道競技会	三重県名張市	
10月	2日・3日	▲	【九州第1地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	2日：教士、3日：錬士
10月	9日・10日	▲	【中国地区】特別臨時中央審査会	広島県広島市	9日：七段・錬士、10日：六段・教士
10月	16日・17日	▲	【北海道地区】特別臨時中央審査会	北海道千歳市	16日：六段・錬士、17日：七段・教士
10月	16日・17日	▲	【北信越地区】特別臨時中央審査会	富山県富山市	16日：六段・七段・教士、17日：錬士
10月	17日	▲	【近畿第1地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	大津：六段、京都：七段・八段
10月	24日	▲	【南関東第3地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
10月	31日	●	全日本弓道遠の選手権大会	中央道場	
11月	3日	●	明治神宮奉納全国弓道大会	中央道場	
11月	3日	▲	【東海第2地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	七段、錬士
11月	7日	▲	【南関東第4地区】特別臨時中央審査会	中央道場	七段
11月	13日・14日	▲	【近畿第2地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	13日：教士（京都）錬士（大津）、14日：錬士（大津）
11月	21日	▲	【東海第1地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	六段、教士
11月	21日	◆	【関東地区】中央講習会	中央道場	
11月	23日	◆	【関東地区】中央講習会	埼玉県上尾市	
11月	27日・28日	▲	【学生】特別臨時中央審査会	中央道場	初段～五段
11月	28日	▲	【近畿第1地区】特別臨時中央審査会	滋賀県大津市・京都府京都市	大津：六段、京都：七段・八段
11月	28日（日）	▲	【九州第2地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	六段・七段
12月	12日	▲	【四国地区】特別臨時中央審査会	香川県高松市	六段・七段、錬士・教士
12月	24日～26日	●	全国高等学校弓道選抜大会	茨城県水戸市	
12月	25日・26日	▲	【北関東第2地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	25：錬士・七段、26日：錬士
1月	16日	▲	【南関東第1地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	中央：六段、横浜：八段
1月	22日・23日	▲	【北関東第1地区】特別臨時中央審査会	埼玉県上尾市	22日：六段、23日：教士
1月	30日	▲	【南関東第2地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
2月	6日	▲	【東海第1地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	六段、教士
2月	13日	▲	【南関東第3地区】特別臨時中央審査会	中央道場・横浜市	錬士・教士
2月	18日～20日	◆	全国弓道指導者研修会	千葉県勝浦市	
2月	19日・20日	▲	【中国地区】特別臨時中央審査会	広島県広島市	19日：七段・錬士、20日：六段・教士
2月	27日	▲	【東海第2地区】特別臨時中央審査会	愛知県名古屋市	七段、錬士
3月	5日・6日	▲	【九州第1地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	5日：教士、6日：錬士
3月	13日	▲	【四国地区】特別臨時中央審査会	香川県高松市	六段・七段、錬士・教士
3月	20日	▲	【南関東第4地区】特別臨時中央審査会	中央道場	七段
3月	20日	▲	【九州第2地区】特別臨時中央審査会	福岡県福岡市	六段・七段